

精華町男女共同参画計画

＜後期施策＞

概要版

一人ひとりが暮らしやすいまち



精華町

平成 22 年 10 月

精華町男女共同参画計画〈後期施策〉はこんな計画です

精華町では、平成17年8月に「精華町男女共同参画計画」を策定し、男女共同参画社会づくりを目指し、さまざまな取り組みを進めてきました。

前期の5年が終了し、後期の取り組みを実施するにあたり、社会情勢の変化や前期での課題や成果を踏まえて、実効性のあるものにするため〈後期施策〉の改定を行いました。

この計画は、「一人ひとりが暮らしやすいまち」の実現を目指しています。

□ 精華町における男女共同参画の推進イメージ図

男女共同参画社会の実現

基本目標

一人ひとりが暮らしやすいまち

男女共同参画社会とは、すべての人がお互いの人権を尊重しあい、男女が協力して住みよい家庭・地域・職場をつくりながら、ともにまちづくりに参画する社会に他なりません。

精華町男女共同参画計画の究極的な目標は、この精華町を誰もが住み続けたいと思える魅力あるまちとして、住民がともに築いていくことにあります。

具体的目標

住民参加・住民主体のもと、男女共同参画に関する条例を制定する

男女共同参画社会を実現する第一歩としての具体的な目標です。

条例の制定自体を拙速に進めるものではなく、制定に至る過程を通じて、多くの住民による十分な意見交換がなされることを重視しています。

精華町男女共同参画計画〈後期施策〉の実施
平成22年度～26年度

精華町男女共同参画計画策定後の状況変化

- ◆ 少子・高齢化と社会の変化
- ◆ 家庭や地域を取り巻く環境の変化
- ◆ 経済・雇用情勢の変化
- ◆ 人権意識の高まり
- ◆ 国や府の取り組みの変化

精華町男女共同参画計画の策定
平成17年8月

○計画の期間

後期の期間：平成 22 年度から 26 年度

○基本目標

一人ひとりが暮らしやすいまち

○具体的目標

住民参加・住民主体のもと、男女共同参画に関する条例を制定する

□ 施策体系

「一人ひとりが暮らしやすいまちづくり」の基本目標のもと、男女共同参画社会の実現に向けて取り組みを進めていきます。

【基本目標】

一人ひとりが暮らしやすいまち



【基本方針】

【施策の柱】

男女平等のひとづくり

男女の人権を尊重する

男女共同参画の意識をひろめる

女性に対する暴力を根絶する

メディアにおける男女の人権を尊重する

生涯を通じた男女の健康を支援する

働く場において男女平等を進める

女性の雇用・就業等を支援する

男女共同参画の社会づくり

子どもや高齢者が安心して暮らせるまちをつくる

仕事と家庭・地域活動が両立できる環境をつくる

男女がともにまちづくりに取り組む

男女共同参画の推進基盤づくり

政策・方針決定の場での男女共同参画を推進する

住民活動を支援する

計画を着実に推進する

男女共同参画に関する条例を制定する

町行政組織における男女共同参画を推進する

□ 達成目標

精華町が目指す男女共同参画社会の姿として、各基本方針に対する基本目標を設定します。

男女平等の ひとつづくり

- ・明るくあいさつをかわしている人たちが増えている！
- ・地域の役員において女性登用が進んでいる！
- ・DVを許さない人たちが増えている！
- ・メディア情報を吟味できる能力が身に付いている！
- ・健康で長寿な人が増えている！

- ・男性・女性が自ら意識改革に取り組む人が増える！
- ・能力開発の場が充実される！
- ・子育てや介護の知識と技術をみんなが習得している！
- ・子育て・介護を共に喜び支えあう家族が増えている！
（精華町版“家族の日”ができる！）
- ・幅広い分野で地域活動に参加できる！

男女共同参画の 社会づくり

男女共同参画の 推進基盤づくり

- ・女性が委員会や審議会に参画している！
- ・住民活動を支援する拠点ができる！
- ・推進状況が実感できる！
- ・住民が参画し、住民主体の条例が制定される！
- ・男女共同参画に対する理解が進む！



□ 行動の指針

男女共同参画社会の実現は、社会全体で取り組むべきものであり、行政が単独で担うものではないため、住民・団体、事業所、行政の果たす役割を示しています。互いに連携し、支援しあい、「協働」を充実させながら、さらにきめ細かく対応を図っていきます。

□ 基本方針と施策

男女共同参画を進めるための「男女平等の人づくり」「男女共同参画の社会づくり」「男女共同参画の推進基盤づくり」の三つの施策の柱において、基本目標に基づいた具体的施策を実施していきます。

男女平等の人づくり	男女共同参画の社会づくり	男女共同参画の推進基盤づくり
<p>男女の人権を尊重する</p> <p>① 人権尊重の啓発 ② 性と男女平等に関する学校教育の充実 ③ 男女共同参画の視点に立った生涯学習、家庭教育の推進</p>	<p>働く場において男女平等を進める</p> <p>① 雇用における男女の均等な機会と待遇の確保 ② 農業・商工業における男女のパートナーシップの促進</p>	<p>政策・方針決定の場での男女共同参画を推進する</p> <p>① 政策・方針決定の場で活躍できる人材の育成 ② 地域の女性リーダーの養成 ③ 委員会、審議会等への女性の積極登用</p>
<p>男女共同参画の意識をひろめる</p> <p>① 広報誌等での啓発 ② 企業・各種団体における意識啓発 ③ 性別分業に基づいた地域慣習の見直し ④ 図書館と連携した女性と男女共同参画に関する情報収集・提供の充実</p>	<p>女性の雇用・就業等を支援する</p> <p>① 女性の再就職、経済的自立に対する支援の拡充 ② 女性の能力開発の機会充実</p>	<p>住民活動を支援する</p> <p>① 男女共同参画の拠点づくり（ボランティア活動やNPOを支援する環境整備） ② 女性の能力開発の機会充実</p>
<p>女性に対する暴力を根絶する</p> <p>① DV防止対策の強化 ② セクハラ防止の強化 ③ 被害者に対する相談等の支援</p>	<p>子どもや高齢者が安心して暮らせるまちをつくる</p> <p>① 計画に基づく子育て・介護等支援体制の充実 ② 自立支援と社会参画の推進</p>	<p>計画を着実に推進する</p> <p>① 計画の推進管理 ② 精華町男女共同参画推進委員会機能の充実</p>
<p>メディアにおける男女の人権を尊重する</p> <p>① メディア・リテラシーに関する啓発 ② 広報・出版物等における表現の適正化推進</p>	<p>仕事と家庭・地域活動が両立できる環境をつくる</p> <p>① 育児・介護に対する職場理解と法に基づく休業制度の普及促進・活用奨励 ② 家事、子育て、育児など、家庭責任に対する意識啓発 ③ 家庭生活における男女共同参画の推進</p>	<p>男女共同参画に関する条例を制定する</p> <p>① 住民参加・住民主体の条例制定に向けた検討</p>
<p>生涯を通じた男女の健康を支援する</p> <p>① リプロダクティブ・ヘルス/ライツの理解の促進 ② 生涯を通じた男女の健康の保持推進 ③ 保健・医療、福祉と連携した相談援助体制の整備</p>	<p>男女がともにまちづくりに取り組む</p> <p>① 性別分業に基づいた地域慣習の見直し ② 地域自治活動への男女共同参画の促進 ③ 男女のエンパワーメントの促進</p>	<p>町行政組織における男女共同参画を推進する</p> <p>① 庁内推進体制の充実 ② 全職員への意識啓発</p>



□ 用語の説明

エンパワーメント

自らの意識と能力を高め、家庭や地域、職場など社会のあらゆる分野で、政治的、経済的、社会的、文化的に力をつけること、およびそうした力を持った主体的な存在となり、力を発揮し行動していくこと。

家族経営協定

農業経営における家族の役割や貢献を適正に評価し、女性の地位向上と後継者の確保、民主的な家族関係の確立をめざし、家族間で話し合い、営農計画の作成、労働報酬等の収益の分配、労働時間や休日等の就業条件、資産譲渡などについてのルールを文書で取り決めておき、互いが良きパートナーとして参画できるよう家族経営の近代化を図ろうとするもの。

ストーカー行為

特定の相手に対し、つきまといや、待ち伏せなどを繰り返すこと。行為が次第にエスカレートし、被害者に対する暴力、傷害、ひいては殺人などの凶悪犯罪に至るおそれがある行為。

性別による固定的な役割分担意識

「男は仕事、女は家庭」、「男は外、女は内」、「男は主、女は従」などに表されるように、性別によって適した役割や能力、活動する分野があり、それを分担しあうのが当然、あるいは自然だとする固定観念。



セクシュアル・ハラスメント

相手の意に反した性的な発言や言動で、相手の性と人格の尊厳を損ない、意欲や能力の発揮を妨げ、良好な人間関係の形成を阻害する行為。男女雇用機会均等法の改正で、職場のセクシュアル・ハラスメント防止のため事業主には雇用管理上の配慮義務が課せられている。

積極的改善措置

(ポジティブ・アクション)

過去における社会的・構造的な差別によって、現在不利益を被っている集団（女性や少数民族など）に対して、政治や就学・就労などの参画の機会を確保するため割当て枠や目標値を設定するなど一定の範囲で特別な機会を提供することなどによって、実質的な機会均等を実現することを目的とした暫定的な優遇措置。

ドメスティック・バイオレンス(DV)

夫や恋人などの親密な関係にあるパートナーから加えられる暴力。身体的暴力だけでなく、精神的暴力、性的暴力、経済的暴力（生活費を渡さないなど）、社会的暴力（交友の制限など）も含まれる。

メディア・リテラシー

メディア情報を主体的に選択し、内容を分析・読解し活用できる能力や、メディアを適切に選択し発信する能力を身につけること。メディアによる画一的な男性女性の描き方や、性差別表現を見直すためにも重要であり、メディアを鵜呑みにせず、批判的に解読する能力が求められている。

リプロダクティブ・ヘルス/ライツ

「性と生殖に関する健康と権利」と訳される。子どもを産むか産まないか、産むならいつ、何人産むかを性的関係と共に自らの意志で主体的に選択する自由や、妊娠・出産、避妊、中絶などにおける人権に配慮した安全な治療をはじめとして、思春期、妊娠・出産期、更年期など生涯にわたる良好な健康の管理が含まれる。またそのために必要な自らの体や健康について正確な知識や情報を持つこと、性的暴力や差別、強制を受けないことなども幅広く含まれる。

ワーク・ライフ・バランス

職場中心のライフスタイルではなく、職場・家庭・地域のバランスの取れたライフスタイルのこと。ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）が実現した社会とは、一人ひとりが充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、人生の各段階に応じた多様な生き方が選択・実現できる社会であり、だれもが仕事、子育て、介護、自己啓発、地域活動などさまざまな活動について、自ら希望するバランスで展開でき、「仕事の充実」と「仕事以外の生活の充実」の好循環をもたらす。

□ 指標

計画的に事業を実施するために、指標として目標値を設定します。

		指標	現状値 (21年度)	目標値 (26年度)	
1	男女の人権を尊重する	男女共同参画の視点を盛り込んだ人権学習資料の作成・配布	22,500 部	82,500 部	
2	男女共同参画の意識をひろめる	男女共同参画に関するイベント・研修参加者数	196 人	1,200 人	
		DVD、ビデオ研修者数	178 人	680 人	
3	女性に対する暴力を根絶する	配偶者暴力や恋人からの暴力(DV)防止に関する啓発資料の作成・配布		5,000 部	
4	メディアにおける男女の人権を尊重する	広報誌等での啓発回数		5 回	
5	生涯を通じた男女の健康を支援する	特定健診受診率	36 %	65 %	
		子宮がん健診受診率	22 %	50 %	
		乳がん健診受診率	18 %	50 %	
		家庭こころの相談室相談件数	107 件	1,550 件	
6	働く場において男女平等を進める	家族経営協定の締結数	1 戸	3 戸	
		女性農業士認定数	2 人	2 人	
7	女性の雇用・就業等を支援する	子育て世代における女性の労働力率(労働力人口/女性の人口)	30~34歳 54 %	63 % 71 %	
			35~39歳		
8	子どもや高齢者が安心して暮らせるまちをつくる	休日保育事業実施箇所数		1 か所	
		放課後児童クラブ設置数	5 か所	10 か所	
		つどいの広場設置箇所数	1 か所	2 か所	
		子育て短期支援事業	ショートステイ	1 か所	1 か所
			トワイライトステイ	1 か所	1 か所
		パパママ教室～両親編～男性受講者数	60 人	360 人	
ふれあいサロン開設地区数	19 地区	23 地区			
9	仕事と家庭・地域活動が両立できる環境をつくる	父子手帳の配布数	350 冊	2,100 冊	
		父親向け啓発冊子の配布		1,750 冊	
10	男女がともにまちづくりに取り組む	男女共同参画に関するセミナーの男性参加者割合	28 %	30 %	
		人材データベースの登録者数		50 名	
11	政策・方針決定の場での男女共同参画を推進する	審議会等女性割合	23 %	30 %	
		女性のいる審議会の割合	89 %	100 %	
12	住民活動を支援する	女性指導者養成研修者数	59 人	74 人	
13	計画を着実に推進する	精華町男女共同参画委員会の開催数	6 回	31 回	
14	男女共同参画に関する条例を制定する	条例制定に関するイベント参加者数		300 人	
15	町行政組織における男女共同参画を推進する	町男性職員の育児休業取得率		10 %	
		女性管理職員比率(課長級以上)	9 %	30 %	

は平成 21 年度を起点とした累計





男女共同参画社会とは

男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的および文化的利益を享受することができ、かつ、ともに責任を担うべき社会のことです。



精華町男女共同参画計画<後期施策>【概要版】
平成 22 年 10 月発行 精華町民生部人権啓発課
〒619-0285 京都府相楽郡精華町大字南稻八妻小字北尻 70 番地
TEL : 0774-95-1919 FAX : 0774-95-3974

